

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 政府並びに都道府県及び市町村の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の算定方法を改めるところ。(第三条関係)

第二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を報告しなければならない事業者の範囲を定めること。(第五条関係)

第三 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法を定めること。(第六条及び別表第七から別表第十
二まで関係)

第四 地球温暖化対策の推進に関する法律の規定の適用に係る技術的読替え並びに磁気ディスクによる温室効果ガスの排出量の報告等及び開示の方法について定めること。(第七条から第九条まで関係)

第五 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 この政令の施行期日及びこの政令の施行に伴う所要の経過措置について定めること。(附則関係)